

## 会議録

会議の名称	平成24年度第1回西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	平成24年4月17日（水曜日）午後7時00分から9時00分まで
開催場所	保谷庁舎別棟B会議室
出席者	委員：吉岡座長、井手副座長、石井委員、伊集院委員、山本委員、松岡委員、田村委員、岩崎委員、高岡委員、中村委員、澤委員 欠席：浅野委員、猪原委員、佐藤委員、平塚委員 事務局：高齢者支援課担当課長以下3名
議題	1 座長・副座長の選出について 2 前回会議録の確認について 3 地域密着型サービスについて 4 地域密着型サービス事業者の指定について 5 地域密着型サービス事業所の指定更新について 6 運営委員会の年間計画について 7 その他
会議資料の名称	配布資料 資料1 西東京市地域密着型サービス等運営委員会設置要綱 資料2 平成24年度西東京市地域密着型サービス等運営委員会委員名簿 資料3 地域密着型サービスについて 資料4 地域密着型サービス事業の概要 資料5-1 西東京市地域密着型サービス事業所位置図（認知症対応型共同生活介護） 資料5-2 西東京市地域密着型サービス事業所位置図（認知症対応型通所介護事業所） 資料6-1 平成23年度選定事業者選定から指定までの流れ 資料6-2 地域密着型サービス事業所の指定審査表（個別） 資料7 地域密着型サービス事業所の更新審査表（個別） 資料8 地域密着型サービス等運営委員会年間計画
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録      発言者の発言内容ごとの要点記録      会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>1 開会</u> 開会の挨拶（事務局） 依頼書配布</p> <p><u>2 介護保険担当課長あいさつ</u></p> <p><u>3 事務局職員の紹介及び今年度委員の自己紹介</u></p> <p><u>4 議題</u></p>	

### 議題1 座長・副座長の選出について

○事務局：

座長・副座長の選出について、立候補はあるか。推薦はあるか。

○委員：

昨年同様に座長に吉岡委員を推薦する。

○事務局：

推薦があったが、異存はないか。

(異存なし)

座長は吉岡委員に決定

○事務局：

続いて副座長の選出について、立候補はあるか。推薦はあるか。

立候補・推薦がなければ、この委員会に長く携わっている井手委員を推薦する。

(異存なし)

副座長は井手委員に決定

(座長・副座長あいさつ)

○座長：

過半数以上の委員が参加しているので、委員会として成立している。

○事務局：

資料確認

### 議題2 前回会議録の確認について

○座長：

事務局の説明のとおり、前回会議録については、席上に配布してある。

何か意見等があれば、お願いしたい。

○事務局：

前回の委員会において、2点質問があったので、それについて回答する。

1点目は定期巡回・随時対応型訪問介護看護における、東京都の許認可の関係についての質問である。

こちらについては平成24年度の制度改正に伴い、地域密着型サービスとしての指定となる。

指定された事業所が訪問介護と訪問看護を実施する場合と外部の訪問看護ステーションとの連携で実施する2つのパターンがある。定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するには、西東京市の指定が必要となる。

実施方法としての訪問看護ステーションと連携する場合、訪問看護ステーションについては東京都の認可となる。

またこれについては、24時間である以上加算が取れるのではないかとの話があった

が、現段階で分かっていることは、例えばターミナルケア加算や緊急時の訪問看護加算や特別管理加算といった加算があり、この事業を実施するにあたって定額の介護報酬とは別に加算が併せて付くというものである。

詳細については、また随時説明していきたいと思っている。

2点目については、生活保護の方の個室の利用状況についての質問で、生計困難の負担軽減制度において登録している事業所であれば、生活保護の方の個室を利用することは可能である旨の通知があると伝えたが、その通知のQアンドAがあるので抜粋すると、「生活保護受給者は、原則多床室の利用となっており、ユニット型個室等の利用については、居住費の利用者負担額を保護費で対応しなくても入所が可能な場合に限り認めて差し支えないこととなっている。」ということで、原則生活保護の方は多床室の利用となる。

生計困難の負担軽減制度というものを理解し登録している施設であれば、生活保護の受入れがありえるということになってくる。

その場合、事業所が利用料の半額を負担して残りの半分を公費（市・都・国）で払うという仕組みになっているので、事業所が半分を負担することを理解して登録しているのであれば、生活保護の方のユニット型個室の利用も可能とのことである。

これは原則保護費が発生しなければよいとの解釈なので、基本的にはそのような施設でない限りは、原則多床室を利用することになっている。

○座長：

今説明のあった内容については、書類の中に記載されているのか。

○事務局：

会議録の中には要点は記載されている。実際の内容については、国からの通知等を確認していただきたい。

○座長：

それでは平成23年度第5回会議録の内容について、修正・変更などあるか。

(意見なし)

前回会議録については承認する。

### 議題3 地域密着型サービスについて

○事務局：

地域密着型サービスの概要について説明（資料1～5-2）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、まだ資料を添付していないので、このサービスについては内容を載せていく予定である。

○座長：

ただいまの説明のとおり、本委員会は行政が指定を行う上で、よりよい地域密着型サービス事業の運営を図るために、皆様から幅広い意見をいただくものである。

また皆様においては、資料1の第2所掌事項の(4) (5)を基にそれぞれの立場で意見を出していただきたい。

#### 議題4 地域密着型サービス事業所の指定について

○事務局：

地域密着型サービス事業所の指定についての説明（資料6-1～6-2）

○座長：

説明についての意見・質問等はあるか。

副座長：

運営推進会議についての説明をしていただきたい。

○委員：

運営推進会議の設置は地域密着型サービスの特色の一つである。これについては資料3の、地域密着型サービスの4つの視点の中の「地域との支えあい」という部分に関わってくる。事業所も地域住民として地域に溶け込み、地元の活動への参加をすることで、利用者の人たちも地域に溶け込み、住みやすくなり、今までと同じような暮らしが続けていけるようになる。

運営推進会議は地域包括支援センターや民生委員など地域の方をメンバーとして地域の中の困りごとや認知症についての理解促進など色々な課題について話し合っただけで交流を深める。西東京市のグループホームでは積極的に他のグループホームと一緒にあって、色々な地域活動に取り組んでいる。

運営推進会議というのは、単なる家族会としての委員会ではなく、地域の方と一緒に話し合う機会を作ることを推進している。

副座長：

これに誰が参加するというような、指定基準に具体的に記載はされているのか。

それとも市としてのオリジナリティが入る余地があるのか。

今まで9つの開設してきたグループホームにおいては、この運営推進会議は開催されているのか。指定規準等に載っているならよいのだが、西東京市としてこれを入れようということを考えるのであれば、それはどこで議論されて入れるか入れないかを判断したのか、今までの9つをやってきたなかで何か議論があったのかを確認したい。

○事務局：

メンバーについての基準は無かったと思うが、地域との交流を図ることをどのように考えているかというのは事業所を選定する上で、一つのポイントにはなっている。

また、事業者は毎年、第三者評価を受けなくてはならないが、2年に1回への緩和をする要件として、運営推進会議を何回開いているか、運営推進会議の委員に地域包括や行政の者を呼んでいるか、などの要件項目がある。

座長：

今までの関連で、9つグループホームがあるが、運営推進会議がどのように運営されたかを事例を踏まえて、説明していただくと他の委員も理解しやすいと思うが。

○事務局：

まだ、全ての運営推進会議には参加できていないが、グループホームの中で運営推進会議の捉え方が統一できていないことは感じる。

例えば、ひとつの事業所では地域の保育園長方が出席されていた。

これから保育園とどのように交流するか、包括からも家族の方に認知症の養成サポーターとして地域でこのようなことをやっているということを伝えるような情報提供の場になっていた。そこは運営推進会議と家族会の部分をしっかりと分けてやっていた。

まだ全部の運営推進会議には出席はできていないが、イメージとしてそのように感じている。

○座長：

運営推進会議は4～5人程度で開催するものなのか。

○事務局：

もう少し多いと思う。実際に出席したものでは、7～8人は出席していた。

○座長：

運営推進会議で出た意見によって、その後の運営が極端に良くなったりまた悪くなったりすることが実際にはあったのか。

これについては行政がなかなか介入できないことではあると思うが。

○事務局：

保険者としては、そのような検証はできていない。

○委員：

今ここで求められている意見は、委員会としてどのような意見を出せばよいのか分からない。

また意見を出すことで何かに反映をされるのか。

それとも形式上やらなければいけないだけなのか。必要であれば、意見を考えたいと思う。

また、資料3の「本人本位の支援」という所で、柔軟性と応用力のあるサービスを提供することと書いてあるが、新しくできるこのグループホームはどのように柔軟性と応用力のあるサービスを提供しようと考えているのか。

○事務局：

みどりの樹が本当に柔軟性と応用力のあるサービスを提供することをやっていくのかということについてだが、選定の前に意見を伺うような場面がある。

間取りについても委員の方から意見を伺うことにしている。

そして意見を伺った上でそのことが協議され、事業所の方から運営委員会に話が戻ることもあるが、その点をクリアした上で選定ということになる。

選定された事業所においては、今回今までの申請通りの基準を満たしているかどうかを行政が確認をし、そして今回指定を通したいということでの今日の場面になるかと思う。

今日においては、今までの皆様の意見を伺って選定し、その通りのことが実際に遂行

されたことの報告をし、指定を通したい、という場面である。

○座長：

資料6-1を参照すると、平成22年度の12月に地域密着型サービス事業者の選定に係る協議・審査と記載されているが、この時に第1回目の委員会で討議して、選定委員会に持ち上げて、その中で途中で監督して、今日の運びになったと理解していただければよいのだが。

またどのような意見を出せばよいかということだが、それについては資料1の設置要綱の設置の項目と所掌事項に記載されているものそのものだと思うので、忌憚無い意見を述べていただければよいと思うし、折角出席していただいているので、何か思ったことがあれば何でも述べていただければよいと思う。

○事務局：

選定委員会で出た意見というのは、必ず事業者には伝えることにしている。

但し、その内容が通るか否かはまた別だが、必ず事業者には選定委員会で出た意見を報告し、できる限りそのようにしていただくように話している。

第1回が指定の最後の場面で、新しい委員の方には分かりにくいと思う。説明も充分でなかったことに対しては申し訳ない。

先ほどの話に戻るが、副座長が運営推進会議の話に触れたが、こうしたほうがよいという意見があれば事務局としてもありがたい。

○委員：

柔軟性と応用力のあるサービスについて教えていただきたい。

○事務局：

具体的には、みどりの樹の向かい側には体験農園があり、認知症の方がそのような体験に取り組むことを特徴として、やっていく方向である。

座長：

それでは事務局からの話で、運営推進会議はどうあるべきか、どうあってほしいか皆様の意見を伺いたい。

○委員：

この会議のあり方について、構成するメンバーに統一性が無いという面で会議の質としていかなものか。

また指定更新の時に運営推進会議の有無だけではなく、例えば実際に何回開催されたのか、開催したことで運営にどのように反映されたかを知らせることによって、よりこの会議のあり方が見えてくるのだと思う。

説明を聞いているだけだと、その辺りのイメージができない。運営推進会議はただ委員が集まって話し合っただけなのか、議事録やフィードバックというのは施設の中だけで保管されているのか、それとも閲覧できるのか、そのようなことができればよいと思う。

○事務局：

今まで実際に運営委員会で実際に行われているグループホームでこのようなことが行われているという情報提供はあまり無かったと思う。実際に指定したあとの事業所についてどのようなことが行われているのか、今後の指定にも関わってくると思うので、提供していきたいと思う。

○委員：

更新の時に情報提供があれば判断ができると思うので是非お願いしたい。

○座長：

事務局としても何か具体的な方策を投じて具体的な形として出していきたい。

副座長：

今仰ったように、包括が分担して各グループホームの運営推進会議に出席しているが聞いた話だけでは、人によって温度差があるという話を聞く。大事なことは指定した後でどうするかであり、そこに行政がしっかりと関わっているかどうかを知りたかったので、そこで行政が関わっていて、問題ないということであればそれはよいと思うのだが、全てお任せということだと、実際に開催しているか分からないし、行政が確認しているかどうか分からないので、そこが惜しいとも思う。

○事務局：

積極的に関与するようにと西東京市だけではなく東京都や国からの通知からもそのように謳っている。

まだ2事業者しか回っていないので、意見を出せるようにはなっていないのが現状だが、積極的に関わっていききたい。

議事録については、情報提供はできると思う。また副座長のように実際に参加している方もいるので、またそこでの気付いたことなど教えていただけるとありがたい。

○座長：

行政が関わる時に、なにかチェック項目等があれば、それを開示するというのはどうだろうか。

○委員：

運営推進会議のあり方の検討会があったかと思うが、それは包括の職員が出席してこのようにやっていこうという経緯はある。

実際に指定された後の評価としては第三者評価が主になってくると思うが、行政もまだ2事業者しか出席していないということで、実際に出席してみると確かに温度差は感じられる。

そこでは医者や民生委員や利用者の代表や家族やオーナー等7～8人で運営されている。

話し合いの内容としては、近況報告から始まり、その時期によって医療関連で注意しなければならないことや介護福祉関係からの情報提供や施設側からの行事に関しての近隣の人に対してのアピールの仕方等、またご近所へのビラ配りや行事の内容の報告等が

入っていると思う。

○座長：

その他に何か意見・質問等はあるか。（意見・質問なし）

それでは、指定を受けようとする事業所の指定法人財団 緑秀会 グループホームみどりの樹について地域密着型サービス事業所として指定することについて異議はないか。

（異議なし）

全委員一致として指定ということで、よろしく申し上げます。

#### 議題5 地域密着型サービス事業所の指定更新について

○事務局：

地域密着型サービス事業所の指定更新についての説明（資料7）

補足説明として今回指定更新になるので、運営推進会議の実績としては今手元に資料は無いが、簡単な実績を報告させていただく。

説明のとおり1ユニット9人の小さめのグループホームで居室も広くは無いが、市内の中では自己負担月額利用料が1番安いのが特徴で、入退所については頻繁な出入りがあるわけではなく、苦情等もあまり聞かない事業所である。隣接に保育園があり、園児との交流を積極的に図っているグループホームである。

○委員：

指定更新審査表の非常勤のところ、9人（1人は計画作成担当）となっているが、これは計画作成担当者が非常勤ということでしょうか。

兼務ではなくて、非常勤の中の1人が計画作成担当ということか。

○事務局：

介護職員と計画作成担当で兼務ではあるが、非常勤ということである。

○委員：

常勤では計画作成担当者がいないのか。

○事務局：

その通りである。

副座長：

この審査表一枚では正直分からない。育のように6年に1回しか更新の機会がない中で、この審査表一枚ではなんとも言えない。

審査表の1番下の審査基準の適・否の判断は行政が当然されたかと思うのだが、適と判断した資料がないと、その根拠が分からない。

面積や人数等においては分かるが、委員として求めるものは、地域密着型サービスの趣旨にそって目的を達成しうる事業者なのかを知りたいのであって、その資料が無い状態で事業者の判断することはできない。

またみどりの樹の話においても2年前からある話で、今回指定となった時にこのよう



な資料だけだと判断をするのは難しいと思う。

○事務局：

この審査表においては平成17年から始まってからずっと同じものを使用しており、この審査表においての意見を伺ったりもしたが、実際にこの審査表の枠から外れることがなかったので、もしこの辺りを追加した方がよいという意見があれば、それを反映していきたい。

また審査表自体においても見直さなければならないかもしれない。

できるもの、できないものはあるかと思うが意見は参考にしていきたい。

副座長：

行政として把握している資料はこれだけか。この審査表の元となる資料はあるのか。

○事務局：

元となる資料はある。

副座長：

元となる資料の中で、事業所が今までやってきたことやこれからやっていきたいことなどの内容が含まれていると思うが、その辺りの内容をこの審査表の中になく、柔軟性と応用力のあるサービスは提供できるのかを判断できないと思う。

委員としては、元となる資料の中から行政がどのように判断をしたのかを知りたいわけである。

先ほどの補足説明の様な内容が、委員として知りたい内容であって、数字における判断であれば、このような委員会を開催する必要はないと思う。

もっと補足説明の様な、より具体的な内容を知りたいのである。

○座長：

経過ではなく、このようなことで適と判断とした基準を具体的に言ってもらえるとより理解がしやすいと思う。これだけみると、新規と更新のとの違いが分からない。

○委員：

その中の資料の一つとして運営推進会議の議事録等があるとより理解しやすいと思う。

○委員：

個人的にはそこの施設の利用者および家族がどのようなサービスを利用して喜んでいるのか、またこういうサービスがあるとよりよいという意見の方がどちらかという知りたい。

小規模多機能の運営推進会議には出席したことがあるが、実際は事業所側の報告のみである。

本当の目的としては地域の人たちがもっとこのようにしてほしいという意見が出てくることが理想だと思うが、実際に出席したものでは、単に事業所側の報告で会議開催の告知も直前ということで、人数もまともに集まらない状態であった。

事業所側からの報告を議事録として提出しているだけで、その会議のやり方や何日前

に報告すべきなど、他の地域の人達からどのような意見が出ているのか知りたいのだが、この

委員会はそのような役割もあると考えてよいのか。例えばこの更新についても、良くも悪くも地域の利用者の方々の意見を直接集めた資料がみたい。

事業者に依頼するとそこに修正が入ってしまうと思うので、あまりそのような意見は欲しくない。

○委員：

耐火・準耐火の別というところについてだが、他県では耐火構造物であっても火災のような事件も発生しており、例えば消防訓練がどのように行われているのか等も知ることができればよりよいと思う。

○座長：

聞き取り調査等のやりとりはあったのか。

○事務局：

申請書提出の際にやりとりはあった。

○委員：

もし可能であれば、例えば更新の時だけでもアンケートのフォーマットを作成してそれを事業所に通さずに直接市に送れるような仕組みを毎回組み込むのはどうだろうか。

それによって指定取消しというわけではなく、よりよくする為に色々意見を抽出するという意味だが。一度仕組みを作ってしまうれば簡単だと思う。

副座長：

第三者評価をきちんと受けている事業所においては、利用者・従業員へのアンケートやヒアリング等をやるわけだが、それを上手く活用できればよいと思う。

○事務局：

ご意見をいただいたので、今後に向けて実施していきたいと思う。

座長：

各委員が熱心に考えた意見を述べられて、その意見のようになっていけば更によい方向になっていくとは思いますが、その反面この場の会議だけでやはり駄目だということになるのか、それとも何らかの形で方向付けした形で聞いてもらえるのか。

○事務局：

できるところから変えていくというのであれば、先ほど意見として出た運営推進会議についての具体的な内容については、聞き取り等を行えば審査表の中に載せていくことはできると思う。

消防の話もあったが、これについてもいつ検査やったということも聞き取りを行えば分かることである。

○委員：  
常勤換算すると実際何人位が配置されているのか。  
実際に災害が起きたときにどのような対応ができるのか。  
具体的にどのような地域の方とどのような連携を結んでいるのか。  
運営推進会議での具体的な形での取り組み方法が明記されていると分かりやすいと思う。

○座長：  
将来的にはもっと別な観点から審査表を作っていたきたい。

○事務局：  
意見いただいたものを参考にまた案を作って、また皆様方のご意見をもらいながら修正して、よりより様式を作っていきたいと思うので、ご協力をお願いしたい。

○座長：  
グループホームの育の指定更新については、委員の皆様ご賛同いただけるか。  
(異議なし)  
全員一致で承認とする。

#### 議題6 運営委員会の年間計画について

○事務局：  
地域密着型サービス事業所の指定更新についての説明(資料8)  
第2回の運営委員会の開催日を急遽5月22日(火曜日)から17日(木曜日)に変更したいのだが、よろしいか。(異議なし)

○座長：  
全員一致で日程の変更を承認する。

#### 議題7 その他について

○事務局：  
駐車場の有料化に伴い、次回の運営委員会に車で来庁予定の方につきましては、駐車場確保の関係で、一旦この場で人数の確認をさせていただきます。  
それ以外の方で、車で来庁される方につきましては、運営委員会開催予定日の2週間前までにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

副座長：  
これからの委員会がよりよい形で向かっていければよいと思うので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。本日はお疲れ様でした。

○座長：  
資料6-2・7はそのまま机の上においてお帰りください。  
本日の委員会は閉会する。

